

○北海道警察スクールサポーター（非常勤）運用要綱の制定について

令和7年3月11日

道本少第3908号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
北海道警察スクールサポーター（非常勤）（以下「スクールサポーター」という。）の
任務等については「北海道警察スクールサポーター（非常勤）運用要綱の制定について」
（令2.3.31道本少第4557号）で定めているところであるが、この度、所要の見直しを行
い、別添のとおり「北海道警察スクールサポーター（非常勤）運用要綱」を定め、令和7
年4月1日から運用することとしたので、適正かつ効果的な運用に努められたい。

記

解釈及び運用上の留意事項

項 目	解釈及び運用上の留意事項
1 用語の定義（要綱第3の事項関係）	この要綱にいう「学校」とは、幼稚園、大学を含まないこととし、その設置者については、国、地方公共団体及び学校法人の別を問わない。
2 勤務場所（要綱第6の事項関係）	「指定警察署」とは、各警察署の管内における学校の安全体制、少年非行の状況などに照らし、特にスクールサポーターの配置を必要と認め、生活安全部長が指定した警察署をいう。
3 任務（要綱第7の事項関係）	(1) スクールサポーターは、派遣先の学校において、非行防止及び安全確保に関する活動並びに学校等関係機関との連携に必要な助言及び支援を行う。 (2) スクールサポーターは、学校に派遣されたときは、原則として、当該学校の教職員とともに活動するものとする。 (3) 「少年の非行・犯罪被害防止及び立ち直り支援」とは、次に掲げる活動をいう。 ア 学校への訪問活動による少年の非行事案、いじめ、校内暴力事案等に対する指導及び助言 イ 教職員等と連携した学校での巡回活動及び街頭での補導活動 ウ 学校周辺における少年のたまり場への管理者対策、有害図書、有害広告物の撤去等による有害環境の浄化活動 (4) 「非行及び犯罪被害の防止教育の支援」とは、学校における非行（犯罪被害）防止教室、薬物乱用防止教室の実施及び支援をいう。 (5) 「少年の非行防止及び安全確保に関する支援」とは、次に掲げる活動をいう。 ア 学校、PTA、地域住民等との非行防止、安全確保に関する活動に資する情報提供及び活性化の支援 イ 学校周辺における不審者情報等の把握及び提供 (6) 「少年相談」は、原則として、少年サポートセンター又は警察署において受理するものとする。ただし、派遣期間中に学校内で少年相談を受理した場合において、派遣先学校の校長の許可を得たときは、当該学校の適当な場所において、これを受理することができる。

	なお、少年相談を受理したときは、北海道警察少年警察活動規程（平成20年警察本部訓令第10号）に定めるところにより適正に処理する。 (7) 「その他主管課長等が必要と認めた事項」とは、上記に含まれない少年の非行防止及び安全確保に関する活動のうち主管課長等が必要と認める任務のことをいう。
4 勤務計画（要綱第10の事項関係）	(1) 勤務計画は、1週間に30時間を超えない範囲内で第9の事項に定める勤務時間の基準を割り振って策定するものである。 (2) 主管課長等が勤務計画を変更する場合は、変更となる日の前日までに、スクールサポーターに勤務の変更を示すものとする。
5 学校への派遣（要綱第11の事項関係）	(1) スクールサポーター派遣要請書は、原則として、要請に係る学校の校長名での作成を依頼する。 (2) スクールサポーターの派遣期間は、3か月以内とする。ただし、主管課長等が必要と認めるときは、派遣先学校の校長と協議し、1年間を超えない範囲でその期間を延長することができる。 また、主管課長等は、スクールサポーターの派遣を継続する必要がなくなつたと認めるときは、派遣先学校の校長と協議の上、その期間を短縮し、又は派遣を解くことができる。 (3) 学校からの派遣要請に基づく派遣のうち、継続性がなく、かつ、その期間が1日に満たないときは、スクールサポーター派遣要請書及びスクールサポーター派遣回答書の作成を省略して差し支えない。この場合の派遣日数は、1日として取り扱うこととする。 (4) 主管課長等は、自ら学校にスクールサポーターを派遣する必要があると認めたときは、事前に当該学校、同校を所管する教育委員会等と必要な調整を行う。
6 管轄警察署との連携（要綱第12の事項関係）	管轄警察署の少年警察部門の課長は、管内に派遣されるスクールサポーターとの間において、事件事故等発生時の措置及び引継要領その他必要と認める事項をあらかじめ協議しておく。
7 身分証明書等（要綱第13の事項関係）	(1) スクールサポーター証及びスクールサポーター腕章（以下「身分証明書等」という。）に関する事務は、警察本部少年課において処理する。 (2) 身分証明書等の取扱いに当たっては、次に掲げる事項に留意する。 ア 亡失し、滅失し、又は盗難等の被害に遭うことのないよう、その取扱いに慎重を期す。 イ 他人に譲渡し、又は貸与しない。 (3) スクールサポーターは、次に掲げる事由に該当することとなったときは、身分証明書等を警察本部少年課に返納し

	なければならない。 ア スクールサポーターの身分を失ったとき。 イ 亡失等の理由から再貸与を受けた後において、亡失したものを発見し、又は回復したとき。
8 教養（要綱第17の事項関係）	(1) 警察本部少年課長は、別に定めるところにより、各所属のスクールサポーターを集めて、研修会等を開催する。その際、スクールサポーター相互間における意思疎通の場となるよう配慮する。 (2) 方面本部の生活安全課長及び指定警察署長は、所属のスクールサポーターの活動内容に応じた教養を随時行う。

別添

北海道警察スクールサポーター（非常勤）運用要綱

第1 趣旨

北海道警察スクールサポーター（非常勤）運用要綱（以下「要綱」という。）は、「北海道警察少年警察活動規程」（平成20年北海道警察本部訓令第10号）及び「北海道警察会計年度任用職員取扱要綱の制定について」（令6．3．29道本務第5050号。以下「取扱要綱」という。）に定めるもののほか、北海道警察スクールサポーター（非常勤）（以下「スクールサポーター」という。）の運用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 設置

学校における非行防止及び安全確保に関する活動並びに学校等関係機関との連携に必要な助言指導を行うため、スクールサポーターを設置する。

第3 用語の定義

この要綱において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校のうち、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校をいう。

第4 身分等

スクールサポーターは、取扱要綱第2の(1)に定めるパートタイム会計年度任用職員であって、同(4)に定める特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職とする。

第5 職名

職名は、スクールサポーター（非常勤）とする。

第6 勤務場所

スクールサポーターは、警察本部少年課若しくは方面本部の生活安全課に附置する少年サポートセンター又は生活安全部長が指定する警察署（以下「指定警察署」という。）に配置するものとする。ただし、第11の1の事項の定めにより、警察本部少年課長若しくは当該方面本部の生活安全課長又は当該指定警察署長（以下「主管課長等」という。）が学校への派遣を命じたときは、当該学校において活動するものとする。

第7 任務

スクールサポーターは、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 少年の非行・犯罪被害防止及び立ち直り支援
- (2) 非行及び犯罪被害の防止教育の支援
- (3) 少年の非行防止及び安全確保に関する支援
- (4) 少年相談
- (5) その他主管課長等が必要と認めた事項

第8 報酬

- 1 スクールサポーターの報酬は、月額制とする。
- 2 スクールサポーターの給料月額相当額の上限は、北海道地方警察職員の給与に關す

る条例（昭和29年道条例第34号）別表第2（第5条関係）行政職給料表に定める職務の級1級32号俸とする。

第9 勤務時間

スクールサポーターの勤務時間の基準については、次表に掲げるとおりとする。

区分 パターン	勤務時間	勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間
A	6 時間	午前 9 時30分	午後 4 時30分	1 時間
B	6 時間	午前 8 時45分	午後 3 時45分	1 時間
C	主管課長等が必要と認めた勤務時間			

第10 勤務計画

スクールサポーターの勤務計画は、スクールサポーター勤務指定表（別記第1号様式）により、前月の25日までに翌1か月間の勤務計画を策定するものとする。

第11 学校への派遣

- 1 主管課長等は、学校の校長から派遣要請があったとき、又は自ら学校に派遣する必要があると認めたときは、当該学校にスクールサポーターを派遣することができる。
- 2 前事項の派遣要請は、スクールサポーター派遣要請書（別記第2号様式。以下「派遣要請書」という。）により受理するものとする。
- 3 主管課長等は、派遣要請書を受理したときは、当該学校の実情を踏まえた上で、派遣期間、派遣方法、活動内容等を当該学校の校長と協議し、派遣の適否を検討するものとする。
- 4 主管課長等は、前事項の検討結果をスクールサポーター派遣回答書（別記第3号様式）により、遅滞なく当該学校の校長に通知するものとする。

第12 管轄警察署との連携

- 1 警察本部少年課長又は当該方面本部の生活安全課長は、スクールサポーターの派遣を決定したときは、派遣先の学校の所在地を管轄する警察署長に対し、その旨を連絡するものとする。
- 2 前事項の連絡を受けた警察署長は、スクールサポーターと当該警察署の少年警察部門とが密接な連携を図ることができるよう配慮するとともに、当該学校に関する情報を共有することができる体制を整えるものとする。

第13 身分証明書等

- 1 スクールサポーターとしての身分を明らかにするため、スクールサポーターにスクールサポーター証（別図第1）及びスクールサポーター腕章（別図第2）を貸与する。
- 2 スクールサポーターは、その活動を行うに当たっては、スクールサポーター証を携帯し、身分を明らかにする必要がある場合又は正当な理由により提示を要求された場合はこれを提示するものとする。
- 3 スクールサポーターは、その活動に支障があると認められる場合を除き、スクール

サポーター腕章を着装して活動するものとする。

第14 指揮監督

主管課長等は、スクールサポーターを指揮監督するものとする。ただし、その職務の遂行に支障があるときは、警察本部少年課長又は方面本部の生活安全課長にあつては当該少年サポートセンター所長、指定警察署長にあつては副署長又は刑事・生活安全官にこれを代行させることができる。

第15 身上把握

主管課長等は、人事異動等の時期を捉えた定期的な個々面接及び日々のコミュニケーションを通じた随時の個々面接を実施するなど、スクールサポーターの仕事や私生活に関する悩みの把握等に努めるものとする。

第16 報告

- 1 スクールサポーターは、勤務時間中の活動状況をスクールサポーター勤務日誌（別記第4号様式）に記載し、当該活動場所の主管課長等に報告するものとする。
- 2 主管課長等は、スクールサポーターの活動に関する反響、紛議、効果的な活動事例等を認知したときは、その都度、スクールサポーター活動事例報告（別記第5号様式）により主管課長等に報告するものとする。

第17 教養

主管課長等は、スクールサポーターに対し、その活動に必要な知識及び技能を向上させるための教養を行うものとする。

※ 別記様式等は省略